## 組合員へのチラシ配布方法について

特約店による組合員へのチラシ配布方法は下記2種類あります。

	① 定期メール便にチラシ同封	② ダイレクトメール送付
概要	当組合で組合員宛の送付物を取りまとめ、 月に一度、組合員へ クロネコゆうメール便にて送付	組合員の宛名シール一式を購入いただき、 特約店にてチラシ等を組合員へ送付
費用	利用料 1 回 27, 500 円	<ol> <li>宛名シール一式購入 5,500 円+発送代</li> <li>当組合封筒の購入(任意)</li> <li>角 2 封筒 1 枚 55 円×組合員数分長 3 封筒 1 枚 33 円×組合員数分 ※来会または着払い宅急便での受渡</li> </ol>
お支払い	後日、請求書を郵送しますので、銀行振込にてお支払いください	
方法	(手数料特約店負担)	
開封率	神奈川県弁護士会名義で発送するため	当組合封筒を使用したダイレクトメールは
	必ず開封されます	開封される確率が高いです
利用申請	事前申請・承認制です。事前にメールまたは郵送にて	
	利用申請書と送付物 2 部を事務局にご提出ください。	
送付物の 制限	<ol> <li>必ず当組合の特約店であることがわかる旨を送付物に明記する</li> <li>A4版10枚以下又は80グラム以下</li> <li>複数枚ある場合は一つにホチキス止めするか封筒に入れてひとまとめにする</li> <li>「信書」は送付できません。</li> </ol>	必ず当組合の特約店であることが わかる旨を送付物に明記する
送付 タイミング 特約店	・毎月 15 日発送 ・原則前月月末の 5 営業日前申請期限 ・前月月末の 1 営業日前チラシ納品期限	特約店にお任せ
作業	申請+チラシ納品	申請+チラシ封入・投函作業

## 【お願い】

- ① 審査結果が下りるまで1週間程度かかりますので、早めのご申請をお願いいたします。
- ② 送付希望物の内容修正をお願いする場合があるため、正式印刷は承認後にお願いいたします。
- ③ 定期メール便は、本郵政による荷受け確認があり、「信書」に該当した場合は送付できないことがあります。